

令和5年ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

令和6年4月30日

花巻市市民生活部生活環境課

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法第28条の規定により廃棄物焼却等の特定施設の設置者には、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を1年に1回以上測定することが義務づけられています。花巻市内に特定施設を設置している者は、その結果を花巻市長に報告しなければなりません。

また、市長は設置者からの報告を取りまとめて公表することとされています。

(1) 各施設に係る自主測定結果の報告状況

測定対象	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数					基準超過施設数
			新設	休止等	廃止	未測定	計	
排出ガス	3	3	0	0	0	0	0	0
排水								
ばいじん等	3	3	0	0	0	0	0	0

(2) 排出ガスに係る排出基準適合状況

設置者から報告のあった自主測定結果は0.39~4.4ng-TEQ/m³Nの範囲であり、全て排出基準値(5ng-TEQ/m³)以下でした。

(3) ばいじん等に係る基準適合状況

設置者から報告のあった自主測定結果は0.00009~0.31ng-TEQ/gの範囲であり、全て排出基準値(3ng-TEQ/m³)以下でした。

(4) 自主測定を実施していない施設

令和5年中に稼働していた施設のうち、自主測定をしなかった施設はありませんでした。

2 今後の対応

引き続き、設置者に対し、施設の使用法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等により、ダイオキシン類の排出を低減させるよう指導していきます。

表1 自主測定結果報告状況

特定施設の種類	施設数	報告 施設数	未報告				基準超過 施設数									
			新設	休止等	廃止	未測定										
大気基準適用施設	0	0	0	0	0	0	0									
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>焼却能力</td> <td>4t以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2~4t/h未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2t/h未満</td> </tr> </table>	廃棄物焼却炉	焼却能力	4t以上			2~4t/h未満			2t/h未満	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物焼却炉	焼却能力	4t以上													
			2~4t/h未満													
		2t/h未満														
	0	0	0	0	0	0	0									
	3	3	0	0	0	0	0									
水質基準適用施設（該当なし）																

表2 排出基準不適合施設名

事業場名	所在地	特定施設種類	測定結果	基準値	超過原因	対応状況
該当なし						

表3 未報告施設

事業場名	所在地	特定施設種類	未報告理由	対応状況
該当なし				

表4 自主測定結果実施一覧
別添のとおり

